

議員提出議案第3号

陳謝の懲罰に応じなかった野口哲次議員に対する問責決議について

1 決議 別記のとおり

令和5年8月28日提出

提出者	入間市議会議員	鈴木洋明
賛成者	〃	池畠司
〃	〃	吉田賢一
〃	〃	双木小百合
〃	〃	長谷川渉
〃	〃	内村忠久
〃	〃	宮岡治郎
〃	〃	末次正
〃	〃	向口文恵
〃	〃	金澤秀信
〃	〃	永澤美恵子
〃	〃	紺野博哉
〃	〃	大野勉

陳謝の懲罰に応じなかった野口哲次議員に対する問責決議

市議会議員は地方自治法に基づいた議事機関の一員として法令等を遵守し、市民の代表者として恥じない倫理観と責任感を持って職務を遂行することが求められている。

しかし、野口哲次議員は6月19日の一般質問における事実誤認の発言、また第三者に誤解を生じさせる発言、無礼の言葉や振る舞いを繰り返したことから懲罰動議が提出された。

さらに、本日8月28日の本会議において、陳謝の懲罰の宣告が行われたにもかかわらず、これに応じず、再度、提出された懲罰動議に基づく陳謝の懲罰の宣告についても応じなかった。

懲罰の宣告は議決に基づいて命じられたものであり、これに従わないことは明らかに地方自治法に違反しているものである。

また、7月13日の懲罰特別委員会で、野口議員は一身上の弁明において「一般質問後に議長より電話があり文書を送ってくれと言ったが」と発言した。しかし、電話の様子は他の議員も聞いており、野口議員がそのような発言をしていないことを確認している。つまり、事実と全く異なる偽証の発言を特別委員会という公の場で野口議員は行ったのである。

これらの行動からも、野口議員は議会の構成員たる議員でありながら法令等無視し、入間市議会の品格を傷つけ、市民の信頼を失墜させたことは明白である。加えて、一般質問における数々の品位に欠けた振る舞い、特別委員会における偽証の発言など、市議会議員としての倫理観、資質を欠いたものと言わざるを得ない。

よって、入間市議会は、野口哲次議員に対しこれらの行動について猛省を求めると共に、市議会議員としての責任を問うものである。

以上、決議する。

令和5年8月28日

入間市議会